

商業活性化推進事業補助金（販売促進等共同経済事業）のご案内

- 補助の対象となる事業は、次に該当するものとします。
 - ・ 商業団体等が共同で実施する広告宣伝等に要する経費
- 補助の対象者は各法律に基づく組合または、次のすべてに該当する事業者です。
 - ① 市内の商業団体であること
 - ② 市内にある商業団体が共同で実施するものであること
- 補助対象経費は、補助対象事業に関して次に該当するものとします。
 - ① 広告紙等の印刷費及び配布費
 - ② 宣伝用放送費
 - ③ アーチ、看板、横断幕、懸垂幕等の作成費
 - ④ 宣伝用器具備品等の借上費
 - ⑤ 雇上賃金
 - ⑥ 飾付等の器材費

(対象とならない経費)

 - ・ 商品や景品等それに相当する金品やそれに付帯する経費
 - ・ 飲食費、視察研修費、旅費に要する経費
- 補助率及び補助限度額等は、次のとおりです。
 - ・ 補助対象経費の100分の30以内で、予算の範囲内（千円未満切捨て）
- 申請手続きは、次のとおりです。 ※ が事業者の手続きになります

事業の計画（窓口で相談）

↓ ※事業実施前に提出

1 ①補助金等交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④事業の見積書 ⑤事業のパンフレット等

↓
補助金等交付決定通知

↓
※事業の実施

↓
※事業の完了

↓ ※事業の完了後1ヶ月以内に提出

2 ①補助事業等実績報告書 ②事業に要した経費の領収書等の写し ③事業のパンフレット・写真等

↓
補助金等交付確定通知
↓ ※補助金等交付確定後すぐに提出

3 ①補助金等交付請求書提出

↓
補助金交付

★★★ 問い合わせ先 ★★★

鹿沼市役所 経済部 産業振興課 商工振興係 TEL：0289-63-2182